

○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第十条関係）				別表第二（第十条関係）			
指定の区分	検定設備	検定設備	検定設備	指定の区分	検定設備	検定設備	検定設備
騒音計 (略)	名称 (略)	性能 (略)	条件 (略)	騒音計 (略)	名称 (略)	性能 (略)	条件 (略)
基準静電型マイク ロホン	波高率五の電気信号の実効値電圧が測定できるもの	次のいずれかに該当すること。	一 学校 教育法による	基準静電型マイク ロホン	波高率五の電気信号の実効値電圧が測定できるもの	次のいずれかに該当すること。	一 学校 教育法による
静電気放電試験装置			大学、旧大学	静電気放電試験装置			大学、旧大学
温湿度試験装置			令による	温湿度試験装置			令による
静電気放電試験装置			又は旧専門学校	静電気放電試験装置			又は旧専門学校
電源周波数磁界試験			門学校 において理学	電源周波数磁界試験			門学校 において理学
			人数 (略)				人数 (略)
			五名				五名

試験装置	自由音場	正弦波電 気信号発 生器	無線周波	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置
------	------	--------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

日本工業規格C一
五一六に規定する
試験ができるもの

試験装置	自由音場	騒音 計量士 環境 三 た者	從事し 一年以上 業務に一 量の實 計	とした者 で、計 量	を修了 した者 以上	一般計 量教習	一所の一	二 研究者	一年以上 従事した 者	騒音計 の検査	騒音計 者で、	業した 者	めて卒 業者	程を修 める	学の課	又は工
------	------	----------------------------	---------------------------------	------------------	------------------	------------	------	----------	-------------------	------------	------------	----------	-----------	-----------	-----	-----

試験装置	自由音場	正弦波電 気信号発 生器	無線周波	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置	試験装置
------	------	--------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

日本工業規格C一
五一六に規定する
試験ができるもの

試験装置	自由音場	騒音 計量士 環境 三 た者	從事し 一年以上 業務に一 量の實 計	とした者 で、計 量	を修了 した者 以上	一般計 量教習	一所の一	二 研究者	一年以上 従事した 者	騒音計 の検査	騒音計 者で、	業した 者	めて卒 業者	程を修 める	学の課	又は工
------	------	----------------------------	---------------------------------	------------------	------------------	------------	------	----------	-------------------	------------	------------	----------	-----------	-----------	-----	-----

振動レ ベル計										
自己雑音	試験装置	振動特性	生器	正弦波電 気信号発 生器	定装置	実効値測 定装置	クアツプ	ボ式ピツ	基準サー	カプラ
日本工業規格C一 五一七に規定する					波高率五の電気信 号の実効値電圧が 測定できるもの					電源電圧 変動試験 装置
<p>・振動 関係） 四 一又 は二に 掲げる 者と同 等以上 の能力 を有し ている と研究 所理事 長が認 めた者</p> <p>次のい れかに 該当す ること と。</p> <p>一 学校 教育法 による 大学、 旧大学 令によ る大学 又は旧 専門学 校令に</p>										
五名										

振動レ ベル計										
自己雑音	試験装置	振動特性	生器	正弦波電 気信号発 生器	定装置	実効値測 定装置	クアツプ	ボ式ピツ	基準サー	カプラ
日本工業規格C一 五一七に規定する					波高率五の電気信 号の実効値電圧が 測定できるもの					電源電圧 変動試験 装置
<p>・振動 関係） 四 一又 は二に 掲げる 者と同 等以上 の能力 を有し ている と研究 所理事 長が認 めた者</p>										
五名										

試験装置	温度特性	試験装置	バースト	信号応答	試験装置
------	------	------	------	------	------

試験ができるもの

よる専	門学校	におい	て理学	又は工	学の課	程を修	めて卒	業した	者で、	振動レ	ベル計	の検査	に一年	以上従	事した	者	二	研究	所の一	一般計	量教習	一以上	を修了	した者	で、計	量の実	務に一	年以上
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	---	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

試験装置	温度特性	試験装置	バースト	信号応答	試験装置
------	------	------	------	------	------

試験ができるもの

磁気式	酸素濃度計、	紫外線	式二酸	化硫黄	濃度計	、紫外線式	素酸化	物濃度	計、非	分散型	赤外線	式二酸	化硫黄	濃度計	、非	散型赤	外線式	室素酸	化物濃	度計、	非分散	型赤外	線式一	酸化炭	素濃度
置	応答性試	験装置	試料ガス	の流量の	変化に対	する安定	性試験装	置	耐電圧試	験装置	絶縁抵抗	試験装置	電源電圧	変動試験	装置	電源周波	数変動試	験装置	短時間電	源降下試					

日本工業規格B七九五九に規定する試験ができるもの

令によ	る大学	又は旧	専門学	校令に	よる専	門学校	において	て理学	又は工	学の課	程を修	めて卒	業した	者で、	濃度計	の検査	に一年	以上従	事した	者	二、研究	所の一	一般計	量教習	以上	を修了	した者
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	------	-----	-----	-----	----	-----	-----

磁気式	酸素濃度計、	紫外線	式二酸	化硫黄	濃度計	、紫外線式	素酸化	物濃度	計、非	分散型	赤外線	式二酸	化硫黄	濃度計	、非	散型赤	外線式	室素酸	化物濃	度計、	非分散	型赤外	線式一	酸化炭	素濃度	
	電圧調整	器				交流電圧	計	絶縁抵抗	計				耐電圧試	験装置				加湿器								時間計

のもの	定格電圧の正負十パーセントの範囲で電圧を連続的に調整できるもの	誤差が二パーセント以内のもの	五百ボルト絶縁抵抗計であつて、五メガオームまで測定できるもの	千ボルト以上の正弦波交流電圧を一分以上加えることができるもの	温度五度から五十五度までの範囲において検査用ガスを九十湿度百分率以上に加湿できるもの	一秒を測定できる
-----	---------------------------------	----------------	--------------------------------	--------------------------------	--	----------

令によ	る大学	又は旧	専門学	校令に	よる専	門学校	において	て理学	又は工	学の課	程を修	めて卒	業した	者で、	濃度計	の検査	に一年	以上従	事した	者	二、研究	所の一	一般計	量教習	以上	を修了	した者
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	------	-----	-----	-----	----	-----	-----

計及び 化学発 光式窒 素酸化 物濃度 計	試験装置 電源から の電圧パ ルス試験 装置	試験装置 静電放電 試験装置 機械的衝 撃試験装 置	ピエツ チ標準液	特定計量器検定検 査規則第二十條に 規定するもの	ガラス 電極式 水素イ オン濃 度検出 器及び ガラス 電極式 水素イ オン濃 度指示 計	恒温水槽	内部抵抗 試験装置
で、計 量の実 務に一 年以上 従事し た者 三 環境 計量士 (濃度 関係) 四 一又 は二に 掲げる 者と同 等以上 の能力 を有し ている と研究 所理事 長が認 めた者	五名						
計及び 化学発 光式窒 素酸化 物濃度 計	検査用ガ ス調整装 置	標準ガス	基準手動 天びん又 は基準直 示天びん	もの 検査用ガスの濃度 の誤差を二パーセ ント以内に調製で きるもの 特定計量器検定検 査規則第二十條に 規定するもの	ガラス 電極式 水素イ オン濃 度検出 器及び ガラス 電極式 水素イ オン濃 度指示 計	基準全量 フラスコ	基準全量 フラスコ
で、計 量の実 務に一 年以上 従事し た者 三 環境 計量士 (濃度 関係) 四 一又 は二に 掲げる 者と同 等以上 の能力 を有し ている と研究 所理事 長が認 めた者	五名						

絶縁抵抗試験装置	電源電圧変動試験装置	周囲温度試験装置	耐電圧試験装置	入力抵抗試験装置	の
日本工業規格B七九六〇―一及び日本工業規格B七九六〇―二に規定する試験ができるもの					

基準電圧発生器	直流電圧発生器	計	直流電圧	恒温水槽	恒温水槽
正負一ボルトの範囲の電圧を、〇・五ミリボルト以内の精度で発生できるもの	内部抵抗が三ギガオーム以上のもの であって、零ボルトから一ボルトまでの範囲の電圧を、正負一ミリボルト以内の精度で測定できるもの			十度から六十度までの範囲の温度を、正負〇・五度以内の精度で一定に保持できるもの	零度から五十度までの範囲の温度を、正負一度以内の精度で一定に保持

電圧調整器	絶縁抵抗計	耐電圧試験装置	可変抵抗器
できるもの 定格電圧の正負十パーセントの範囲で電圧を連続的に調整できるもの	五百ボルト絶縁抵抗計であつて、百ギガオームまで測定できるもの	千ボルト以上の正弦波交流電圧を一分以上加えることができるもの	内部抵抗を一メガオーム及び五百メガオームに切り替えることができるもの
特定計量器検定検査規則第二十条に規定するもの			